

## 令和5年第6回農業委員会総会議事録

|          |                                 |         |           |
|----------|---------------------------------|---------|-----------|
| 開催<br>日時 | 令和5年6月27日                       | 自       | 13時30分    |
|          |                                 | 至       | 14時43分    |
| 場所       | 壮 警 町 役 場          大 会 議 室      |         |           |
| 出席<br>状況 | 出席委員                            |         |           |
|          | 委員                              | 1 番     | 清 水 俊 一   |
|          | 委員                              | 2 番     | 岩 倉 隆 子   |
|          | 委員                              | 3 番     | 畠 山 恵 美 子 |
|          | 委員                              | 4 番     | 岩 倉 賢 一   |
|          | 委員                              | 5 番     | 松 本 敏 春   |
|          | 委員                              | 6 番     | 佐 藤 慶 太 男 |
|          | 委員                              | 7 番     | 堀 口 英 男   |
|          | 委員                              | 8 番     | 南 和 孝     |
|          | 欠席委員                            |         |           |
|          | ・ 事務局長                          | 齋 藤 誠 士 |           |
|          | ・ 課長補佐                          | 谷 田 部 剛 |           |
|          | ・ 主 事                           | 山 田 和 樹 |           |
| 議事<br>日程 | 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について      |         |           |
|          | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について          |         |           |
|          | 議案第3号 土地現況証明願いについて              |         |           |
|          | 議案第4号 壮警町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて |         |           |
| 備<br>考   | 議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。          |         |           |
|          | 委員                              | 6 番     | 佐 藤 慶 太   |
|          | 委員                              | 7 番     | 堀 口 英 男   |

## 議 事 録

・令和5年第6回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和孝

日程第4の内、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明

1 土地の所在 壮警町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m<sup>2</sup>

区分 民地

契約内容 売買

目的 転用者が住宅他を建設するため

種地区分 第3種農地

|         |      |                    |
|---------|------|--------------------|
| 転用計画の内容 | 居宅   | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 車庫   | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 薪置場  | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 雪捨て場 | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 通路   | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 庭    | ●●●●m <sup>2</sup> |
|         | 合計   | ●●●●m <sup>2</sup> |

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 居住用住宅他を建設するため下記の期間転用する。

期間 許可の日から永年

本件につきましては、先月の農業委員会総会後の協議会で説明をしておりますが、●●●にお住まいの●●氏と●●●にお住まいの●●氏より、●●氏所有の●●-●●の●(●●●m<sup>2</sup>)について、●●氏が住宅の他、車庫、薪置場、雪捨て場、庭と付帯する通路として農地転用したいと申請が提出されました。

建設する内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。  
なお、農地区分は第3種農地となります。

本件は、北海道農業会議への意見聴取が必要となりますが、北海道農業会議より事務手続きの迅速化を図るため、農業委員会において「北海道農業会議への意見聴取を行う」「当該転用事案の整理（農地区分の判断や立地基準・一般基準の確認）」「農業委員会及び農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ議決しておくことで1度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断が示されておりますので、そのように取扱したいと思っております。

なお、議案の後ろに図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

議長 南 和孝

ただいま事務局長が説明をいたしました農地法第5条の規定による許可申請について審議するわけですが、農地法第5条の規定による許可申請は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら、先月の農業委員会総会後の協議会で、全員で現地調査するのではなく、地区担当委員で事前に現地調査をする事に決定しており、令和5年●月●●日に地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきますので、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和孝

それでは番号1について、代表して堀口英男委員からご意見をいただきます。

7番 堀口委員

7番堀口です。

この案件につきましては●月●日に地区担当委員の佐藤委員と岩倉隆委員と私の三人で現地を確認しております。申請者は、畑を宅地に変更したいとの出願です。

当初は、●●●の●●—●●の宅地（地権者は●●—●●と同一人）に住宅を建設する予定で図面等も完成し、自然公園法の許可申請の段階で、環境省から住宅を建てるには道道の路肩から20m以上下がらなけ

ればならないと言われたため、再度位置関係を確認したところ、隣地である●●－●●でなければ環境省の条件をクリアできない事が判明しました。

土地所有者とは●●－●●を売却することで合意していたため、協議した結果、当該地番を売却し住宅を建設することに同意し、転用申請を提出したものです。

私たち農業委員としては、宅地への転用についてはやむを得ないと判断し、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 南 和孝

ただいま堀口英男委員から、現地調査の結果、宅地への転用についてはやむを得ないと判断し、申請者が提出している出願のとおり許可することが相当との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和孝

特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和孝

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明。

○利用権設定関係

整理番号807

設定者 壮瞥町字●●●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●㎡

|         |                               |    |  |
|---------|-------------------------------|----|--|
| 設定地     | 壮瞥町字●●●●                      | 地目 | ● ●●●● <sup>m<sup>2</sup></sup><br>● ●●●● <sup>m<sup>2</sup></sup> |
| 設定を受ける者 | 壮瞥町字●●●●                      | 氏名 | ●● ●●  |
| 経営農用地面積 | ●●●● <sup>m<sup>2</sup></sup> |    |  |
| 種類      | 賃貸借                           |    |  |
| 内容      | ●                             |    |  |
| 始期～終期   | 公告の日から令和 15 年 3 月 31 日        |    |  |
| 借賃      | ●●●●円                         |    |  |
| 支払方法    | 年末口座振込                        |    |  |

なお、営農計画書を別紙に添付しておりますのでご確認ください。  
 以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
 長くなりましたが、説明は以上です。

議長 南 和孝

ここで整理番号 807 号についてを審議するわけですが、議事に参与することができない委員がおりますので、会議規則第 10 条の規定により●●委員は議事に参与できないので退場を求めます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは整理番号 807 号について、ご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、整理番号 807 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

ただいま整理番号 807 号の審議が終了しましたので、●●委員を復帰させます。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

次に日程第 4 の内、議案第 3 号、土地現況証明願いについてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

・議案第3号、土地現況証明願いについて、このことについての説明。

1 所在地番 壮瞥町字●●●● 公簿地目 ● ●●●●m<sup>2</sup>  
合計 ●●●●●m<sup>2</sup>

現況 農地採草放牧地以外

区分 民地

利用状況 ●●

願出人 ●● ●●

願出理由 地目変更

なお願出人の希望につきましては、「●●」への変更となっているのと、議案の後ろに図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。説明は以上です。

議長 南 和孝

ただいま事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら番号1については、令和5年●月●●日に地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれども、そのことについてよろしいでしょうか。

「はい」という声多数

それでは番号1、字●●●●●について、代表して松本委員からご意見をいただきます。

5番松本委員

5番松本です。

この案件につきましては●月●●日に地区担当委員の南会長と清水委員と私の三人で現地を確認しております。

申請者は、畑を山林に変更したいとの出願です。

現地は、カラマツが植林されており、畑に戻すことは難しいと判断し、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 南 和孝

ただいま松本委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況に

については「●●」との意見がありました。他にご意見はございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第4号、壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

本件については、農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律の施行に伴い、北海道が策定する北海道農業経営基盤強化促進基本方針の一部改訂を行ったことから、壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想の改訂が必要となり、壮瞥町より構想案に対する農業委員会の意見を求められております。

この後、内容について町側より説明頂いた後、委員よりご意見、ご質問を伺いたいと思います。

それでは、産業振興課の谷田部課長補佐より内容を説明させます。

谷田部課長補佐

それでは私の方から壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想の見直し・変更に係る変更内容など、ご説明いたします。

議案書の中の線などで修正が入っておりますが、下段ページ数をご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

まず今回は農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、基本方針、基本構想を定めている全国の都道府県、市町村が変更することとなり、本町も同様に変更するものです。

全国で高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が高まっています。

このことから、農業経営基盤強化促進法等の一部改正（以下「促進法」）が、令和5年4月から施行されました。

これにより、「人・農地プラン」が法定化され、地域での話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、「地域計画」の策定が義務化されました。

また、地域計画を実現すべく、地域内外から担い手（認定農業者、新たに就農しようとする者、法人等に雇用され従事している者、農作業の受託サービスを提供する者等）を確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めるため、市町村は令和5年9月までに農業経営基盤強化促進基本構想の見直しが必要となりました。

新たな促進法により、農用地利用集積計画による利用権設定がなくなり、農地中間管理機構による賃貸借に一本化されますが、利用権設定は経過措置として、令和7年3月まで引き続き可能となっています。

また、以前の総会で議決された、農業を営む下限農地面積2haの撤廃も、この新たな促進法によるものです。

これから壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る主な改正する点についてご説明します。

なお、基本構想は5年ごとに全体を見直すものですが、本町の基本構想は、令和●年●月に全体見直しを行っており、今回は法律の改正に伴った、必要なところを部分的に見直すものとなっております。

まず、4ページは「地域計画の策定」を文言として追加します。

続いて5ページの削除は、14ページ以降で説明することと重複するため削除します。

14ページは、農業を担う者の確保及び育成に関する事項で、全ては読み上げしませんが、主な点として、1の考え方では、農業を担う者に対し、関係機関と連携して支援等行うこと等記載しています。

2の取組では、就農後の定着支援の内容等記載し、3の関係機関の考え方では、農地の確保や技術・経営のノウハウの習得等の支援内容等記載し、4の情報収集等では、就農後の生活イメージ等、情報発信等記載しております。

16ページは、「利用関係の改善」から今後は「効率的かつ総合的な利用」に文言を変更し、地域計画の策定を通じて、担い手への農地の集積を行うことを記載し、一方これまでの農用地利用集積計画に係る取組の部分は削除します。

17ページ以降も、地域計画の策定に向けた協議の場の設定等、地域の話合いにより地域の農地の保全等を図ることを記載し、農用地利用集積計画に係る取組の部分は削除します。

29ページの附則では、今回の基本構想の変更の施行日は、農業委員会と農協から同意をいただいてから、道知事協議を行い、知事から同意

を貰ってから決定するので、その決定日から施行となります。

また、先ほど申し上げた経過措置として、従前の利用集積を令和7年3月まで継続することが可能なので、その措置を講ずるために記載しています。

次ページの28ページと記載されていますが、別紙1の全てと、31ページ別紙2の全ては、いずれも利用権の設定等に関する事項のため、全て削除します。説明は以上です。

事務局長

ここで補足説明を申し上げます。

この後、本件について審議して頂き、原案のとおり同意と議決であれば北海道に提出しますが、提出後に北海道から修正等を求められた場合はその指示により修正をさせていただく事になりますので、ご承知ください。

議長 南 和孝

ただいま説明がありました、壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて、ご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声多数 —————

特にご意見、ご質問は無いようですので、本件について農業委員会は原案のとおり同意し、提出後に道から修正等を求められた場合は、その指示により修正をするということによろしいでしょうか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、本件について農業委員会は同意し、提出後に道から修正等を求められた場合は、その指示により修正をすることに決定いたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。